

ドライバー
の皆様へ

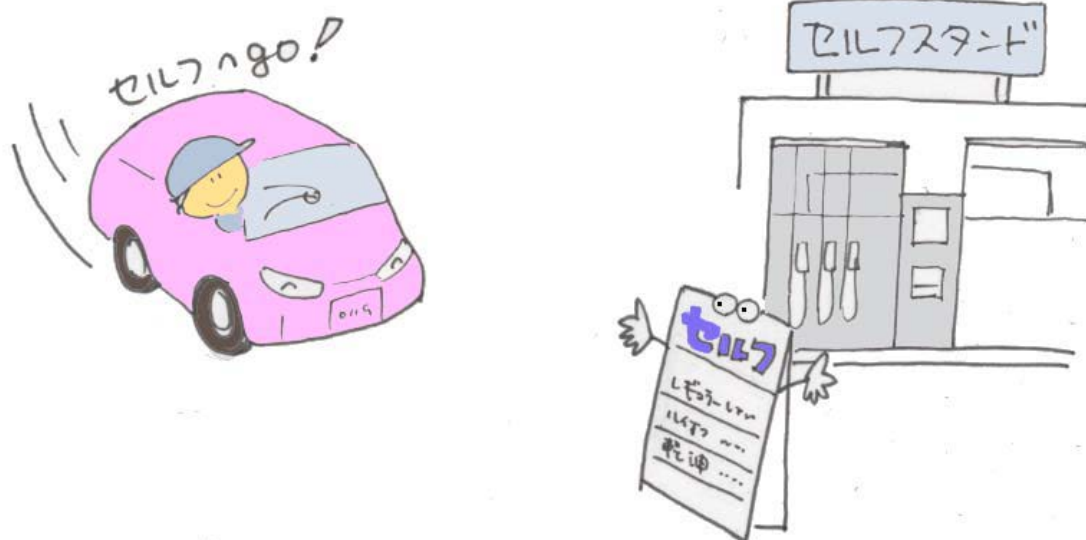
セルフスタンドでの給油に関する注意事項

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所(セルフスタンド)の設置は、平成10年4月から認められました。近年セルフスタンドは急増しており、平成30年3月末現在9,500箇所を超え、身近な存在となっています。

自動車等への給油に使われるガソリンは、気温が -40°C でも気化して爆発性の蒸気となる物質です。また、ガソリンの蒸気は、空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源(ライター等の裸火に限らず、静電気、衝撃の火花等)によって引火する可能性があります。セルフスタンドには各種の安全装置が設けられ、スタンドの従業員(監視者)による安全確認も行われますが、安全に給油を行っていただくため、ドライバーの方々は、次の事項に十分留意する必要があります。

1 セルフ給油は専用設備を備えたスタンドで！

- セルフスタンドには、進入口等の見やすい箇所に「セルフ」又は「セルフサービス」等の表示がされています。



- セルフスタンドには、セルフ用の安全装置を備えた固定給油設備が設置されていますが、セルフ用ではない固定給油設備も併せて置かれていることがあります。セルフ用でない固定給油設備ではドライバーが自ら給油することはできません。

<給油の前には>

ポイント1

- (1) セルフスタンドに入ったら、固定給油設備がセルフ用であることを表示で確認し、固定給油設備や他の設備にぶつけないよう給油が行いやすい位置に自動車を停車させてください。
- (2) パーキングブレーキ等を作動させ、自動車にブレーキをかけるとともに、自動車のエンジンを切ってください。
- (3) 車内のレバー等により給油口を開けてください。
- (4) 自動車から降りる時は、必ず窓・ドアを閉めてください。



- 固定給油設備の操作方法はセルフスタンドにより異なる場合がありますので、給油を始める前に取扱い方法を必ず確認してください。不明な点があれば、インターホンでコントロールブースにいる監視者に問い合わせてください。また、監視者の指示には従ってください。

2 車の燃料の種類をしっかりと把握・確認！ 静電気の除去は確実に！

＜給油をする時には＞

ポイント2

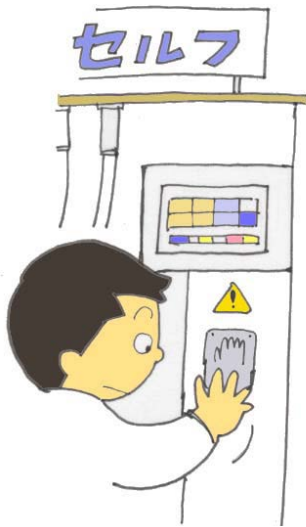
(1) 給油を行う油種を指定してください。

自動車には、ガソリンを燃料とするものや軽油を燃料とするものがあります。ドライバーは自分の給油する自動車の燃料をきちんと把握しておく必要があります。自動車の大きさ・車種と油種は直接関係ありません。

社用車やレンタカー等、いつも使用していない車に給油を行う場合、初めてセルフスタンドを利用する場合は、特に注意する必要があります。

(2) 給油前には、必ず『静電気除去シート』に触れ、体にたまっている静電気を取り除いてから自動車の給油キャップを開けてください。

- 『静電気除去シート』が設置されていない場合は、体にたまっている静電気を取り除くため、必ず自動車の金属部分に触れてください。



ポイント3

(3) (1) で指定した油種の給油ノズルを取り出してください。

給油設備の給油ノズルの近くには、給油ノズルに対応する油種の名称（『レギュラーガソリン』等）が表示してあります。

また給油ノズルや給油ホースに色をつける場合、

ハイオクガソリンは「黄色」

レギュラーガソリンは「赤色」

軽油は「緑色」

と決まっています。

3 給油作業は正しい手順で確実に！

- コントロールブースにいる監視者が安全を確認した後に、給油を開始することができます。
- 給油は、必ず一人で行ってください。
- 給油口付近に、お子様が近づかないように注意してください。



ポイント4

必ず次の手順で給油を行ってください。

- ① 給油ノズルを、止まるところまで確実に差し込む。
- ② 給油ノズルのレバーを、止まるところまで確実に引く。
- ③ 自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない。
- ④ 給油後は、給油ノズルを確実に元の位置に戻す。

給油開始後、早期に満量停止装置が作動し、給油できない場合には、給油方法についてセルフスタンドの従業員に相談しましょう。

4 その他の注意事項

ポイント5

(1) ライター、煙草等の火気厳禁！

給油の際には、給油口からガソリン蒸気が吹き出します。また、ガソリンが漏れたり、あふれた場合には、大量のガソリン蒸気が発生します。このため、たばこを吸ったり、ライター（車内のシガーライターを含む。）に火を付けるといったことは絶対に行わないでください。

(2) ガソリンの容器への小分けの注意！

セルフスタンドでは、ドライバー自らガソリンを容器へ小分けすることはできません。**容器にガソリンを詰め替える場合は、必ず従業員が詰め替え作業を行うようにしてください。**

(3) その他

セルフスタンド内に掲示してある注意事項は、必ず守ってください。

5 関係通知

- ・[セルフスタンドにおける給油時の安全対策について](#)
- ・[顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における吹きこぼれ対策について](#)
- ・[自動車給油口における静電気防止対策について](#)
- ・[顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における静電気対策について](#)
- ・[顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について](#)

6 その他

- ・[セルフ給油での油吹きこぼれに関する注意事項\(石油連盟ホームページ\)](#)